

令和6年 労働者死傷病報告受理状況

平塚 労働基準監督署

(令和7年1月末現在)

業種	当年 (令和6年)	前年 (令和5年)	増減数	増減率
01 食料品製造	15	29	-14	-48.3%
02 繊維工業				-
03 衣服その他の繊維	2	1	1	100.0%
04 木材・木製品		1	-1	-100.0%
05 家具・装備品	1		1	-
06 パルプ等	1		1	-
07 印刷・製本	2	1	1	100.0%
08 化学工業	15	13	2	15.4%
09 窯業土石	4	7	-3	-42.9%
10 鉄鋼業	3	1	2	200.0%
11 非鉄金属	4	2	2	100.0%
12 金属製品	15	10	5	50.0%
13 一般機械器具	11	8	3	37.5%
14 電気機械器具	7	3	4	133.3%
15 輸送機械製造	6	12	-6	-50.0%
16 電気・ガス				-
17 その他の製造	11	11		-
01 製造業小計	97	99	-2	-2.0%
02 鉱業小計				-
01 土木工事	14	17	-3	-17.6%
01 鉄骨・鉄筋家屋	12	9	3	33.3%
02 木造家屋建築	5	12	-7	-58.3%
03 建築設備工事	4		4	-
09 その他の建築工事	16	18	-2	-11.1%
02 建築工事	37	39	-2	-5.1%
03 その他の建設	7	16	-9	-56.3%
03 建設業小計	58	72	-14	-19.4%
01 鉄道等		1	-1	-100.0%
02 道路旅客	10	16	-6	-37.5%
03 道路貨物運送	60 (2)	50 (1)	10 (1)	20.0%
04 その他の運輸交通				-
04 運輸交通業小計	70 (2)	67 (1)	3 (1)	4.5%
01 陸上貨物	10	18	-8	-44.4%
02 港湾運送業				-
05 貨物取扱小計	10	18	-8	-44.4%
01 農業		3	-3	-100.0%
02 林業	3	4	-1	-25.0%
06 農林業小計	3	7	-4	-57.1%
01 畜産業				-
02 水産業	2		2	-
07 畜産・水産業小計	2		2	-
01 卸売業	5	9	-4	-44.4%
02 小売業	67 (1)	62	5 (1)	8.1%
03 理美容業	1	1		-
04 その他の商業	4	15	-11	-73.3%
08 商業	77 (1)	87	-10 (1)	-11.5%
01 金融業	4	1	3	300.0%
02 広告・あっせん				-
09 金融広告業	4	1	3	300.0%
10 映画・演劇業				-
11 通信業	11	10	1	10.0%
12 教育研究	14	12	2	16.7%
01 医療保健業	45	75	-30	-40.0%
02 社会福祉施設	104	81	23	28.4%
03 その他の保健衛生	1		1	-
13 保健衛生業	150	156	-6	-3.8%
01 旅館業	2	1	1	100.0%
02 飲食店	24	22	2	9.1%
03 その他の接客	15 (1)	15	(1)	-
14 接客娯楽	41 (1)	38	3 (1)	7.9%
15 清掃・と畜	21	27	-6	-22.2%
16 官公署				-
01 派遣業				-
02 その他の事業	20	15 (1)	5 - (1)	33.3%
17 その他の事業	20	15 (1)	5 - (1)	33.3%
合計	578 (4)	609 (2)	-31 (2)	-5.1%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上死傷者数、右側( )内は死亡者数(内数)

# L

Actions by LABEL  
ラベルでアクション

毎年2月は  
「**化学物質管理強調月間**」です。  
CHEMICAL  
SUBSTANCE MANAGEMENT  
EMPHASIS MONTH

# TO

# R

RISK ASSESSMENT  
リスクアセスメント



製品が来る



ラベルを見る



Actions by LABEL  
ラベルでアクション!

事業者は



危険性・有害性に応じた

**RISK ASSESSMENT**

リスクアセスメントを実施!

労働者は

ラベルの中身を知りましょう!

危険性・有害性を確認

ステップ1	化学物質などによる危険性 または有害性の特定	リスクアセスメント
ステップ2	特定された危険性又は有害性による リスクの見積もり	
ステップ3	リスクの見積もりに基づく リスク低減措置の内容の検討	
ステップ4	リスク低減措置の実施	
ステップ5	リスクアセスメント結果の労働者への周知	

リスクアセスメントの重要性



災害が発生していなくても、潜在的な危険性や有害性は存在していることがあり、これらが放置されている場合、労働災害が発生する可能性が高い状態であるといえます。

リスクが多様化している現在では、さらなる労働災害の減少を図るために、後追いではなく、先取りの安全衛生対策を行うことが必要です。

化学物質管理に関する



できていますか？

## 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

- ① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント (RA) 対象物であるかを把握していますか。 checkヨシ!
- ② 化学物質管理者を選任していますか。 checkヨシ!
- ③ リスクアセスメントを実施していますか。 checkヨシ!
- ④ リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。 checkヨシ!
- ⑤ 安全データシート (SDS) とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 checkヨシ!
- ⑥ 保護具着用管理責任者を選任していますか。  
(保護具を使用している場合) checkヨシ!
- ⑦ ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。  
(化学物質の譲渡・提供を行っている場合) checkヨシ!

### ▼自主点検表のチェック項目に関する参考資料 QRコード▼

<p>令和6年4月1日時点の リスクアセスメント対象物</p>  <p>チェックリスト①参考</p>	<p>化学物質による労働災害防 止のための新たな規制に関 するQ&amp;A</p>  <p>チェックリスト2、6参考</p>	<p>化学物質に関するQ&amp;A (リスクアセスメント関係)</p>  <p>チェックリスト3参考</p>	<p>化学物質に関するQ&amp;A (ラベル・SDS関係)</p>  <p>チェックリスト5参考</p>	<p>神奈川県 神奈川労働局</p> 
<p>令和7年、令和8年追加分 リスクアセスメント対象物</p>  <p>チェックリスト①参考</p>	<p>建設業における化学物質 取り扱い作業作業における リスク管理マニュアル</p>  <p>チェックリスト3参考</p>	<p>化学物質に関するQ&amp;A (リスクアセスメント関係)</p>  <p>チェックリスト4参考</p>	<p>化学物質に関するQ&amp;A (ラベル・SDS関係)</p>  <p>チェックリスト7参考</p>	<p>神奈川県 健康課 総合支援センター</p> 

## 「化学物質管理強調月間」の実施について

### Chemical Substance Management Emphasis Month

厚生労働省では令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として「化学物質管理強調月間」を実施いたします。この「化学物質管理強調月間」は毎年2月に実施することとされており、今年度が初めての開催となります。

神奈川県労働局においても神奈川県環境農政局と連携し、神奈川県内に所在する事業場の事業者や化学物質管理担当者の皆様を対象としたセミナーの開催など、別添実施要綱に沿った実施事項の展開を予定しております。

関係者の皆様におかれましても、別添リーフレット（裏面）化学物質の自律的な管理に関する自主点検表を活用し、事業場内の化学物質管理について、適切に行われているか確認していただくとともに、さらなる化学物質管理活動の定着の推進についてご協力をお願いいたします。

なお、神奈川県労働局においては、「化学物質管理強調月間」に向けて、令和7年1月31日に、関連したセミナー（仮称：化学物質管理に関する特別セミナー、仮称サブタイトル：できていますか？L→R（エルからアール）（ラベルでアクション to リスクアセスメント））の開催を予定しております。後日、プログラム決定後、神奈川県労働局のホームページ等にて掲載する予定です。

#### ★神奈川県労働局における「化学物質管理強調月間」

実施期間 令和7年2月1日から2月28日まで

神奈川県労働局における化学物質管理のキャッチコピー

実施要綱で定められているスローガンと併せて、下記キャッチコピーにて月間を展開

読み方 エルからアール

「L → R」

サブタイトル（ラベルでアクション to リスクアセスメント）

#### コンセプト

ラベルでアクション（Actions by LABEL）とリスクアセスメント（RISK ASSESSMENT）のそれぞれの頭文字を引用し、化学物質管理において事業場で取り組んでもらいたい基本的事項の流れを分かりやすいように簡略して表したものです。

今回の労働安全衛生法改正の大きな柱は、【危険有害性情報の伝達】と【リスクアセスメントの実施（とリスク低減対策の実施）】の2本です。GHSで使用する絵表示と危険有害性ク

ラスは化学物質管理における世界の共通用語となりますが、①ラベルや安全データシートに記載されている内容を正しく理解できているか、②安全な作業方法を定めるための評価がおこなわれているかの2点を確認することをねらいとしています。

#### リーフレット

下記リーフレットを配布し、化学物質管理強調月間を周知展開するとともに、関係者に裏面の自主点検表を活用したチェックと自主的な改善をお願いします。



参考：厚生労働省「ラベルでアクション」関連ページ

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135046.html>

#### セミナー

令和7年1月31日（金）に化学物質管理に関する特別セミナーを企画する予定です。

※神奈川県労働局ホームページや関係団体など（労働災害防止団体など）を通じて周知予定です。

独立行政法人 労働者健康安全機構 神奈川県産業保健総合支援センター

※化学物質管理無料相談・専門家支援を行っています。

URL：<https://www.kanagawas.johas.go.jp/pages/755/>

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」

事業者が自律的な化学物質管理を進めるヒントとなる情報の提供を行っているサイトです。

URL：<https://cheminfo.johas.go.jp>



◆化学物質管理強調月間について

詳しくは厚生労働省のホームページ等からご確認ください。

厚生労働省

ホームページURL：<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

「化学物質管理強調月間を創設します」報道発表

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39828.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39828.html)

「化学物質管理強調月間」（2月）を初めて実施します

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_46325.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html)

月間スローガン ※公募により厚生労働省で決定したものの。

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」(金賞)

「危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場」(銀賞)

「目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント」(銅賞)

「化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検」(銅賞)

◆厚生労働省以外の主唱者・協力連携者について

☞中央労働災害防止協会

ホームページ「化学物質管理強調月間特設サイト」

URL：<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>

☞経済産業省

化学物質管理セミナーの開催(予定:令和7年2月5日)

URL：[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/seminar2024.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2024.html)

☞環境省

化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーン

URL：<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html>

第21回「化学物質と環境に関する政策対話」

(※1月中旬にサイト内に傍聴登録等の詳細を案内予定)

URL：<https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/>

○本件問い合わせ先

神奈川県労働局 労働基準部 健康課 (電話 045-211-7353)

# 第14次労働災害防止計画（平塚計画）の概要

平塚労働基準監督署（2023年）

計画期間 2023年度から2027年度まで

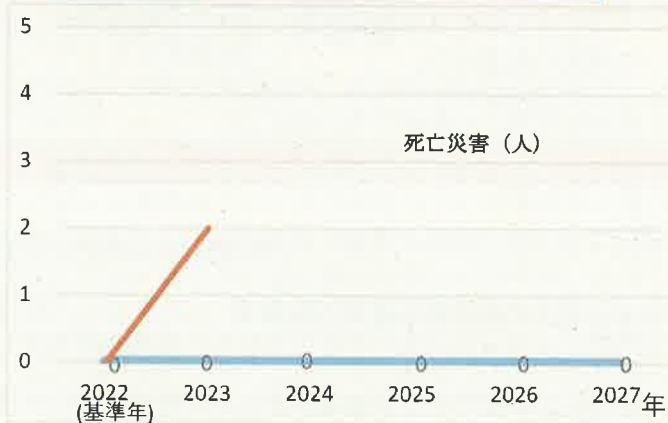
## 期待される計画の全体目標

- ・ 2027年まで、平塚署管内の労働災害による死亡者数0人を継続する。
- ・ 2027年までに、平塚署管内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。

【2022年（比較基準年）：死亡者数0人、死傷者数509人】

【2027年 最終目標：死亡者数0人、死傷者数483人以下】

## 目標達成に向けた各年の指標



## 目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（2、3頁）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（4頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要。

- ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ・ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ・ 労働者の健康確保対策の推進
- ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

**1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**

**安全衛生対策に取り組む事業場が社会的に評価される環境整備**

**事業者が実施する事項**

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体等が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- ・630（6月30日労働災害ゼロの日）の取組など、事業場内外での安全衛生意識の高揚を図る。

**平塚労働基準監督署の重点実施事項**

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向け「安全衛生優良企業公表制度」「プラスセーフ協議会」「健康経営優良法人認定制度」などの周知を図る。
- ・事業者の具体的な取組につながるよう、630（6月30日労働災害ゼロの日）の活動を始め、管内事業場の好事例の収集、周知を図る。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行うほか、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。

**2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**

**【アウトプット指標】**

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

**事業者が実施する事項**

- ・転倒災害は、極めて発生率が高く対策を講ずべきリスクがあることを認識し、その取組を進める。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。

**平塚労働基準監督署の重点実施事項**

- ・転倒災害防止に資する装備や設備等の普及を推進する。
- ・ノーリフトケアや介護機器等の導入など腰痛予防対策の普及を推進する。
- ・「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」「ころばNICEかながわ体操」を推進する。

**3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進(抜粋)**

**【アウトプット指標】**

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を複数実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

**事業者が実施する事項**

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を進める。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理やデータ提供を通じ、保険者と連携した、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

**平塚労働基準監督署の重点実施事項**

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- ・転倒防止対策の取組を推進するための周知啓発、支援等を行う
- ・コラボヘルス推進のための費用支援制度の周知、活用促進を図る。

**4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

**【アウトプット指標】**

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

**事業者が実施する事項**

- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。
- ・多様な働き方に合わせて「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全と健康の確保に取り組む。

**平塚労働基準監督署の重点実施事項**

- ・外国人労働者への安全衛生教育のための手法を提示するほか、危険の見える化のため開発されるピクトグラム安全表示を周知する。
- ・「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。

**5 業種別の労働災害防止対策の推進**

**【アウトプット指標】**

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

**(1) 陸上貨物運送事業対策**

**事業者が実施する事項**

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」の安全衛生管理体制、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組む。

**平塚労働基準監督署の重点実施事項**

- ・荷の積卸し作業の墜落・転落防止対策を推進する。
- ・陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を継続して活用する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上貨物運送事業（荷主の事業場を含む）に対して「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法等を周知する。</li> </ul>
<p><b>(2) 建設業対策</b></p>	
<p><b>事業者が実施する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や適切な対策、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。</li> </ul>	<p><b>平塚労働基準監督署の重点実施事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落転落災害防止対策の充実強化を推進する。</li> <li>デジタル技術を活用した建設施工の自動化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策を周知する。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの対策を推進する。</li> </ul>
<p><b>(3) 製造業対策</b></p>	
<p><b>事業者が実施する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「はさまれ、巻き込まれ」により被災するおそれのある機械等について、製造者（メーカー）及び使用者（ユーザー）がそれぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。その上で、使用者に対し製造者は残留リスクの確実な提供を行う。</li> <li>機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。</li> </ul>	<p><b>平塚労働基準監督署の重点実施事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメントの実施に向けた取組を、引き続き推進する。</li> <li>機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。</li> <li>作業手順の理解などを高めるためのVRの活用を推進する。</li> </ul>
<p><b>6 労働者の健康確保対策の推進</b></p>	
<p><b>【アウトプット指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</li> <li>勤務間インターバル制度を導入企業の割合を2025年までに15%以上とする。</li> <li>メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> </ul>	
<p><b>事業者が実施する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスチェックの実施にとどまらず、結果に基づく集団分析を行い、職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント対策に取り組む。</li> <li>時間外及び休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間の設定改善（勤務間インターバル制度の導入等）を行う。</li> <li>産業保健スタッフを確保する。労働者に対して必要な産業保健サービスの提供、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。</li> </ul>	<p><b>平塚労働基準監督署の重点実施事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策や産業保健活動に関する、事業場への指導、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援等を、引き続き推進する。</li> <li>長時間労働が疑われる事業場への監督指導、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知指導等の取組を推進する。</li> <li>「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化するとともに、両立支援コーディネータの活用促進を図る。</li> </ul>
<p><b>7 化学物質等による健康障害防止対策の推進</b></p>	
<p><b>【アウトプット指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</li> <li>労働安全衛生法第3条に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	
<p><b>事業者が実施する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自律的なばく露低減対策を実施するほか、譲渡提供等のラベル表示・SDS交付を的確に行う。</li> <li>石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露対策等を実施する。</li> <li>「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。</li> </ul>	<p><b>平塚労働基準監督署の重点実施事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質による健康障害防止に向けた指導・支援を行うほか、（厚生労働省委託事業）中小事業者向けの相談窓口・訪問指導・講習会の機会を提供する。</li> <li>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止のための指導を行うほか、石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を推進する。</li> <li>「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用等の取組を推進する。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知指導を行う。</li> </ul>



# 重点事項ごとの推進状況

		初年度	2年目	3年目	4年目	最終年度
(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		2023年度	2024年度 R6.12末現在	2025年度	2026年度	2027年度
死亡災害については、2027年まで0人以下とする。	0人以下	0人	0人	0人	0人	0人
		2人	4人	人	人	人
死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。	483人以下 (2022年509人)	504人	499人	494人	489人	483人
		547人	517人	人	人	人

※死傷災害にかかる目標は、新型コロナウイルスへのり患によるものを除いて決定した。

## 【アウトカム指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策		数値は令和6年12月末現在				
転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	142人以下 (2022年143人)	132人	115人	人	人	人
	災害に占める割合27%以下	24.1%	22.2%			
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに35日以下とする。	35日以下 (2022年41.2日)	38日	40日			
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。	9人以下 (2022年10人)	9人	5人	人	人	人
	社会福祉施設の災害に占める割合19%以下	13.8%	6.3%			

高齢労働者の労働災害防止対策		数値は令和6年12月末現在				
60歳以上の労働者による死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける	136人以下 (2022年137人)	147人	135人	人	人	人
	災害に占める割合25%以下	26.8%	26.1%			

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策		数値は令和6年12月末現在				
外国人労働者の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	11人以下 (2022年12人)	11人	11人	人	人	人
	災害に占める割合2.2%以下	2.0%	2.1%			

業種別の労働災害防止対策		(上段は当年の目標値、下段は令和6年12月末実績値)				
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	69人以下 (2022年73人)	72人	71人	人	人	人
		69人	69人	人	人	人
建設業における死亡災害を2027年までの期間を通じて0人とする。	0人以下	0人	0人	人	人	人
製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	6人以下 (2022年7人)	7人	7人	人	人	人
		14人	13人	人	人	人

労働者の健康確保対策						
週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	令和4年度は14%	11%	8%			
	5%以下	12.6%				
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。	40%				

化学物質等による健康障害防止対策		数値は令和6年12月末現在				
化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が2人以下 (13次防3人)	1人	10人	人	人	人
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が12人以下 (13次防13人)	6人	5人	人	人	人

※「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計です。  
 ※各年の推進状況について、定期的に更新する予定です。

## 「リスクアセスメントを学びなおす一製造業の事例を参考に一」を開催しました【安全課】



10月29日開催  
横浜市開港記念会館から

講習会を開催し  
リスクアセスメント  
をたしかめたよ！



### はじめに

神奈川労働局は10月29日に横浜市開港記念会館（横浜市中区）、11月28日に平塚市中央公民館（平塚市）で「リスクアセスメントを学びなおす一製造業の事例を参考に一」と題した講習会を開催しました。半年前には、リスクアセスメントが労働安全衛生法で努力義務化された約20年目を迎えますが、様々な課題が明らかとなっており、それを整理するとともに、優良な安全衛生管理活動を行っている事業場の事例を学ぶことにより、リスクアセスメントの重要性を再認識し、事業場における安全意識の高揚を図り、災害防止に結び付けるねらいで、開催したものです。横浜会場は約170名、平塚会場は約230名と多くの方にご参加いただきました。

### 開会あいさつと趣旨説明

冒頭、神奈川労働局の塚田安全課長から、あいさつと製造業においては、機械によるはさまれ、巻き込まれ災害は他業種に比べ多く発生しているが、この対策として、リスクアセスメントは非常に有効であると説明した。また、本講習会以外の機関となる取り組みを行っている事業場の発表を聴講できる貴重な機会となり、参考となる内容がありましたら、一つでも、すぐに取り入れていただくようお願いしました。

### リスクアセスメントの課題と今後について

神奈川労働局生田安全専門官から、過去3年の死亡災害事案とリスクアセスメントの実施状況を見ると、そもそも実施していない事業場とその作業において実施できていなかった事業場がほとんどで、また、その多くは非常作業であった。定常作業はもちろんであるが、今後は非常作業のリスクアセスメントを実施することが重要であることを強調し、継続的な取り組みをお願いしました。

### 安全活動の取り組みについて

株式会社レゾナック・セラミックス 横浜工場 森 誠

リスクアセスメントについては、ポンプの点検を行う作業等機械のはさまれ、巻き込まれの事例を挙げ、改善内容の説明がされました。また、リスクアセスメント以外では、セフティーコミュニケーションプログラムと称した、コミュニケーションを重視した遠視パトロールとした事例紹介がされました。



### 休業災害ゼロへの取り組み～全員参加の安全活動～

タカナシ乳業株式会社 横浜工場 垣野 和人

リスクアセスメントについては、機械に関するリスクアセスメントシートの例を挙げながら、説明がされました。リスクアセスメント以外では、新機機械導入時の安全担当者のかかり方、HHK（ヒヤリハット・きがり）等の活動が紹介され、最後に垣野氏は、労災が発生していても、継続することが重要であると結んでいました。



## リスクアセスメント ～キャノンの取り組み～

キャノン株式会社 綾瀬事業所  
デバイス開発本部デバイス開発推進センターデバイス人事部 金子 芳昭

リスクアセスメントの作業の洗い出しについて、「想定外を想定内に」を合言葉に、「すべての装置すべての作業」を対象として洗い出し、全社的には8万件行っています。

また、危険減は主観的な特定は行わず、客観的に特定を行っているなどの説明がありました。



## JISQ45100導入とリスクアセスメントについて

東邦チタニウム株式会社 茅ヶ崎工場 環境安全部 梅澤 一久

JISQ45100 導入までの経緯の説明から導入後に見えてきた課題「できる対策から逆算したRA」には、3年間で全機標準のリスクアセスメントを見直し、労働者にリスク低減措置検討の考え方を教育し直した。

「ソフト対策による安易なリスク低減」については、ソフト対策のみではクガの重大性を下けないルールを作るなど具体的な説明がありました。



## 工場ワンチームでリスクアセスメント～さらなるレベル向上を目指して～

日産自動車株式会社 追浜工場  
人事総務部 安全健康管理課 課長代理 佐野博之

リスクアセスメントについては、作業観察型の作業の洗い出しを導入し、効果的な実施ができていたほか、リスク抽出力向上とリスク評価の力量UPなどを目的としたRA評価会を立ち上げるなど、リスクアセスメントを中心とした見直しを継続的に実施し、効果が表れていること等説明がありました。



## 横浜ゴムのリスク低減活動

横浜ゴム株式会社 CSR本部 安全衛生推進室 大越 宏二

リスクアセスメントについては、設備導入時の安全性評価と設備稼働後の安全性の評価について説明がされました。また、教育にも力を入れており、異なる職場の職員も参加する「実践研修会」や危険源の見直し・評価のほらつきチェックする「公開作業観察」なども、紹介されました。



# 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されました

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されました

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届  
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisak\\_unitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisak_unitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署  
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子申請に当たっては

へお立ちの主要

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



# 6月30日は労災ゼロの日

S T O P 願

つ  
ら  
い

苦  
し  
い

痛  
い

ろ  
う

6

さ  
い

3

ぜ  
ろ

0

労働災害で「痛い」「苦しい」「つらい」思いをする人を無くすため、安全衛生活動に関する各種取り組みにご協力をお願いします。



令和7年も続けます。

労働災害ゼロの日（続630）

6月30日は全国安全週間準備期間の最終日です。

7月1日からの本週間に備え、労働災害を防止するためにも職場の安全衛生点検に努めましょう！

一年の折り返しの日になります。上半期の振り返りを行い下半期の安全活動へつなげましょう！

また、継続的に実施すべき事項については毎月30日に要チェック！

## 第14次労働災害防止計画進行中

平塚労働基準監督署では、期間中の労働災害による死亡者0名、休業4日以上  
の死傷災害の数を令和9年までに令和4年と比べ5%以上減少させる目標を  
掲げ、労働災害防止の取り組みを行っています。

第14次労働災害防止計画（平塚計画）の概要

平塚労働基準監督署ホームページへ↓

